



三井住友トラスト・アセットマネジメントがENEOSホールディングス ＜5020＞株式の大量保有報告書を提出



東証1部・名証1部のENEOSホールディングス＜5020＞について、三井住友トラスト・アセットマネジメントが4月21日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資信託契約、投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの。」によるもの。

報告書によると、三井住友トラスト・アセットマネジメントのENEOSホールディングス株式保有比率は、5.00%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年4月15日。